政健

策福

課祉

:

告

示

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則………………

入

事

課) … 一

規

則

目

次

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

会警

計 課)

: 四

(構造政策課)

:

 \equiv

規

則

第二百四十七号

令和

二年 十二月十六日 (水曜日)

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

に改正する。 青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のよう

号リ中「第六十八条第五項」を「第六十八条第四項及び第六項」に改め、同号中ルを ヲとし、 項」に改め、同号ロ中「第十一条の四第四項」を「第十一条の五第四項」に改め、同 第十三条第一項第五十一号の二イ中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一 ヌをルとし、リの次に次のように加える。

第五十九号)第四十六条第一項」に改める。 第十一号)第四十七条第一項」を「青森県漁業調整規則(令和二年十一月青森県規則 第十三条第四項第一号中「青森県海面漁業調整規則 ヌ 第六十八条の三第三項の規定による継続の届出の受理に関すること。 (昭和四十三年二月青森県規則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

同

:

 \equiv

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出…

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………

(水産振興課) …

三

同

:

公

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための ○事業所に対するがん検診実態調査の実施………………

(対策 課)

: =

(障害福祉課) … 三

同

: =

示

青森県告示第八百八十二号

療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医 同法第五十五条の三

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十六日

青森県規則第六十一号

第一号の規定により告示する。

令和二年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

竹島	竹島	氏
大喜	昭俊	名
十和田市西二十二番町一の一四	十和田市西二十二番町一の一四	住
		所
"	令和 二二	指定年月
	· :	Ħ

青森県告示第八百八十三号

(平成二十一年三月青森県条例第十二号) 事業所に対するがん検診実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例 第三条の規定により告示する。

令和二年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

調査の目的

よりも高く、平均寿命を押し下げる一因となっている。 青森県では、四十歳代、五十歳代の働き盛り世代のがんによる死亡率が全国平均

で実施していることから、対象者数や受診者数等のデータを把握する仕組みがな 一方で、職域におけるがん検診は、保険者や事業主が福利厚生の一環として任意 、実態が把握できていない。

に向けた効果的ながん対策を検討するための基礎資料とするものである。 そこで、本調査により職域におけるがん検診の実態を明らかにし、働き盛り世代

調査対象の範囲

県内の民間の事業所とする。

報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、 次に掲げる事項とする。

事業所について

① 業 種 ②従業員数 ③加入している健康保険の種類

④衛生管理者の選任状況

(____) がん検診関係項目

①実施の有無 ②実施内容 ③受診に際し、配慮していること

④結果の把握状況 ⑤未受診者への対応状況 ⑥要精密検査者への配慮

⑦要精密検査の結果の把握状況

8要精密検査未受診者への対応

⑪県や市町村に対する要望 ⑨人間ドック受診の把握の有無 ⑩市町村が行うがん検診の把握の有無

2 報告を求める基準となる期日は、令和二年三月三十一日とする

兀 報告を求める者

無作為抽出した県内の民間の事業所

報告を求めるために用いる方法

五.

調査票を郵送により返信してもらうことにより実施する。 調査票及び封筒を送付し、 事業所管理者等が事業所の状況を記入し、記入済みの

報告を求める期間

六

令和二年十二月十八日から令和三年一月二十日までとする。

青森県告示第八百八十四号

医療)を次のとおり指定したので、 百二十三号)第五十四条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 同法第六十九条第一号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (育成医療及び更生 (平成十七年法律第

令和二年十二月十六日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

イオン薬局下田店	名称
上北郡おいらせ町中	所在
−野平四○の一	地
三令 · 和 · 一	年指 月 日定

青森県告示第八百八十五号

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第五十四条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 自立支援医療機関 (精神通院医療)を (平成十七年法律第

令和二年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

アーチ調剤薬局油川店	ひきち内科クリニック	訪問看護ステーション想い	名称
青森市大字羽	東津軽郡平内	三戸郡南部町	所
青森市大字羽白字沢田三六の一三	津軽郡平内町大字小湊字愛宕九五の	戸郡南部町大字大向字小波田四七の	在
一三	愛宕九五の	仮田四七の	地
"	"	二令 三和 三	年指 月
		<u> </u>	日定

青森県告示第八百八十六号

より公示する。 医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定に 百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和二年十二月十六日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

亦	亦	ı.∵
変更後	変更前	区
後	前	分
さいはの著馬女児兄	ナ ぎ	名
Jr	1	称
一 青森市問屋町	七 青森市問屋町	所
町一丁目	町一丁目一	在
一 五 の 一	一八の四	地
=-	令 和	年変 月 日更

青森県告示第八百八十七号

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。 百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和二年十二月十六日

青森県知事 三 村 申

吾

すとうクリニック	名
	称
弘前市大字悪戸字青柳	所
_	在
	地
二令 二和 一	年 月 日

青森県告示第八百八十八号

要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する の規定により公示する。 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

令和二年十二月十六日

青森県知事

三

村

申

吾

五所川原市十三五月女萢二の二 工藤 伍郎	所川原市十三通行道番外	発起人の住所及び氏名(名称)
7	組合の地区十三区域十三区域	区域
	底建網漁業	区分

農用地利用配分計画の認可

項の規定により、 七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一 農用地利用配分計画を令和二年十二月十六日認可したので、同条第

令和二年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の	を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所又は所在地	1
古川康治	南津軽郡藤崎町	ほか一筆南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田三六
西村 英夫	三戸郡南部町	の一三戸郡三戸町大字目時字上エ平一五七
古田和之	三戸郡五戸町	六の一三戸郡五戸町大字倉石中市字薬師前四
古田和之	三戸郡五戸町	六の二三戸郡五戸町大字倉石中市字薬師前四
古内 忠明	上北郡七戸町	八筆上北郡七戸町字金沢平二七三の一ほか
天間 正大	上北郡七戸町	一筆上北郡七戸町字金沢平二八〇の一ほか
天間 正大	上北郡七戸町	筆上北郡七戸町字道ノ上七七の五ほか一
髙松 敏幸	上北郡七戸町	うち 上北郡七戸町字野崎森ノ下三三の一の
天間 一博	上北郡七戸町	二筆上北郡七戸町字猪ノ鼻七二五の一ほか
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町字下志多七九ほか五筆
千葉 重光		

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和二年十二月十六日

物品等の名称及び数量

青森県知事 三 村 申

吾

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 男性警察官用夏制帽ほか 総数三千九百三点

 \equiv

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

三 契約の方法

指名競争入札

落札者を決定した日

四

落札者の名称及び住所

令和二年十一月二十六日

Ŧī.

有限会社城栄産業

弘前市大字神田五丁目五の一

六 落札金額

三千六百二十一万五千七百九十五円

落札者を決定した手続 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

としたものである。

七

入札の公告を行った日

令和二年十月十六日

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

毎週月・水・金曜日発行 小口一枚ニ付十五円

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価